第百二条第一項及び第二項中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同項第二号中「銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

3　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

第百十一条第一項第十二号中「子会社対象会社」の下に「（当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、業務高度化等会社を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「場合」の下に「（信用協同組合等である信用協同組合代理業者が変更した場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　信用協同組合代理業を再委託した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であって、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

第百十一条第六項第三号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。」のうち、信用協同組合等の業務又は信用協同組合代理業者の信用協同組合等代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第十九号又は第二項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知った日

二　第二項第五号に該当する場合　同号の規定による変更があった日

（保険業法施行規則の一部改正）

**第九条**　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項第四号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下同じ。」のうち、保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

第百六十六条第四項中「委託先又はその」を「委託先、外国保険会社等の」に、「除く。）又は」を「除く。）、外国保険会社等の業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、」に改め、同項第四号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）」を「のうち、日本における外国保険会社等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

第百九十二条第四項中「総代理店」の下に「、免許特定法人及び引受社員の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、免許特定法人の業務の委託先若しくは総代理店」を加え、「除く。）又は」を「除く。）、引受社員の」に改め、同項第四号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）」を「のうち、日本における免許特定法人及びその引受社員の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

第二百十一条の五十五第四項中「除く。）又は」を「除く。）、」に改め、同項第四号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）」を「のうち、少額短期保険業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第十条**　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第六十四号中「資金移動業」を「資金移動業等」に改め、別表に次の一号を加える。

六十八　仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）

（信託業法施行規則の一部改正）

**第十一条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項第四号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号及び第六十三条第三項第四号において同じ。」のうち、信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

第六十三条第三項第四号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）」を「のうち、外国信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第十二条**　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の項中「第五十二条」の下に「、第六十三条の十三」を加える。

別表第二資金決済に関する法律の項及び別表第三資金決済に関する法律の項中「第五十二条」の下に「、第六十三条の十三」を加える。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

**第十三条**　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第五十一条」を「第五十条の二」に改める。

第六条中「第四条第四項第二号ホ」を「第四条第四項第二号ニ」に改める。

第四章の章名中「表示」を「情報の提供」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

（情報の提供の方法）

**第二十一条**　前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証票等（法第三条第一項第一号に規定する証票等をいう。以下同じ。）又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を含む。）に表示する方法により、利用者に提供しなければならない。

2　前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合に限る。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、次に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供しなければならない。

一　前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と利用者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法

二　前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三　利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイル（専ら利用者の用に供するものに限る。第四項第二号において「利用者ファイル」という。）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法